

1. 文書管理・電子決裁システム構築・運用業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）文書管理・電子決裁システム構築・運用業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

文書管理・電子決裁システム構築・運用業務

(2) 業務内容

「文書管理・電子決裁システム構築・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお

(3) 履行期間

構築期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

※稼働予定は令和8年2月～令和8年3月（仮稼働期間）

運用期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

(4) 提案限度価格

総額 17,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・構築費 5,200,000円

・運用費 12,000,000円

※提案限度額には、仕様書記載の有無に関わらず当該システムが稼働するために必要なソフトウェアの調達、設定、操作研修等の諸経費および仮稼働期間にかかる費用を含むものとする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(3) 宇和島地区広域事務組合が準用する宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）、松野町建設工事請負業者選定要領（平成11年訓令第16号）、鬼北町建設工事請負業者選定要綱（平成29年訓令第2号）、愛南町建設工事請負業者選定規則（平成17年規則第23号）のいずれかに基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。

※入札参加資格の認定を受けていない場合は、同要綱に基づく入札参加資格審査申請書を提出のうえ、参加を表明することができる。

- (4) 宇和島市、松野町、鬼北町及び愛南町のいずれかにおいて、建設工事等入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去 10 年以内に、文書管理・電子決裁システムの国又は地方公共団体への導入実績があり、安定的に稼働していること。
- (6) プライバシーマーク（Pマーク）又は I SMS 適合性評価制度（I S O 27001）の認証を取得していること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和 7 年 7 月 8 日（火）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和 7 年 7 月 22 日（火） 17 時まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和 7 年 7 月 29 日（火）
4. 参加申込書の提出期限	令和 7 年 8 月 5 日（火） 17 時まで
5. 参加資格の結果通知	令和 7 年 8 月 7 日（木）
6. 提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 21 日（木） 17 時まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和 7 年 8 月 26 日（火） 予定
8. 審査結果の通知	令和 7 年 9 月上旬 予定
9. 契約の締結	令和 7 年 9 月上旬 予定
10. 審査結果の公表	令和 7 年 9 月中旬 予定

※事務取扱時間：土・日・祝日を除く 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和 7 年 7 月 8 日（火）から令和 7 年 8 月 5 日（火）まで

② 配布方法

宇和島地区広域事務組合ホームページに掲載するほか、担当部署広域事務組合事務局総務係において配布する。

(2) 質問の受付及び回答

- ① 実施要領等に係る質問は、「文書管理・電子決裁システム構築・運用業務プロポーザル質疑書（様式 1）」によるものとし、担当部署広域事務組合事務局総務係に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島地区広域事務組合 事務局 総務係

E-mail：soumu@uwajimakouiki.jp

電話番号：0895-22-8664

② 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火） 17 時まで

③ 回答方法

令和 7 年 7 月 29 日（火） 17 時までに宇和島地区広域事務組合ホームページに掲載する。

※ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他

の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 同種・類似業務の履行実績（様式3）
- ウ 配置予定の業務責任者（様式4）
- エ 添付書類

② 提出期限

令和7年8月5日（火） 17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島地区広域事務組合 事務局管理課総務係
TEL：0895-22-8664

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着とする）

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、別に定める「文書管理・電子決裁システム構築・運用業務プロポーザル提案書等作成要領」に基づき、提案書等を提出するものとする。

(5) プレゼンテーション等の実施

提出された提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時（予定）

プレゼンテーション：令和7年8月26日（火）予定
場所：宇和島市役所内

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：50分以内（操作デモンストレーション含む）
別途質疑応答：20分程度

③ その他

- ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。
- イ 実施日時・場所・所要時間については変更となる場合があるため、詳細は、後日、別途通知するものとする。
- ウ プレゼンテーション参加人数については3名以内とする。（端末操作者は含めない）

7 受託候補者の特定

受託候補者は、別に定める「文書管理・電子決裁システム構築・運用業務プロポーザル評価基準」に基づき審査する。

8 審査結果

受託候補者の特定に係る審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

受託候補者の特定に係る審査結果は、組合ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と組合が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と組合との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と組合との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

業務内容のうち、システム構築業務に係る委託契約については、システム構築業務の完了後、業務内容を明らかにする報告書に基づき、組合が業務の成果について検査を行い、合格したときにシステム構築業務委託料を支払うこととする。

業務内容のうち、システム運用保守業務に係る契約については、各年度において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合、組合は当該契約を変更又は解除できることとする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 組合から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 9）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、組合が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島地区広域事務組合情報公開条例（平成 22 年条例第 1 号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ⑦ 本業務の一括再委託は禁止とする。本業務の一部を再委託する場合は、予め書面で再委託する内容及び再委託業者を明らかにした承認申請書を組合に提出し、承認を得た後に実施すること。

13 担当部署・問い合わせ先

〒798-8601

愛媛県宇和島市曙町 1 番地

宇和島地区広域事務組合 管理課 総務係

電話 0 8 9 5-2 2-8 6 6 4 / FAX 0 8 9 5-2 4-3 9 4 3

電子メール soumu@uwajimakouiki.jp